

(1) 国民年金被保険者と保険料免除者の状況

(単位 人、金額 1000円)

年 度	被 保 険 者 数									
	総 数	第 1 号			任 意			第 3 号		
		総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
平成6年度	411 285	221 244	104 931	116 313	4 037	903	3 134	186 004	1 087	184 917
7	417 721	227 768	108 074	119 694	4 161	888	3 273	185 792	971	184 821
8	414 102	231 894	110 230	121 664	4 334	887	3 447	177 874	901	176 973
9	413 552	234 315	111 989	122 326	3 934	841	3 093	175 303	911	174 392
10	424 484	246 356	118 282	128 074	3 672	792	2 880	174 456	1 065	173 391

- 注) (1) 「第1号被保険者」とは、日本国内に住所を有する満20歳以上満60歳未満の農業・漁業・自営業・学生の人など。  
 (2) 「任意加入被保険者」とは、日本国内に住所を有する満20歳以上満60歳未満で、他年金制度の老齢(退職)年金受給者又は日本国内に住んでいる満60歳以上満65歳未満の人又は日本国外に住んでいる人で日本国籍の満20歳以上満65歳未満の人。  
 (3) 「第3号被保険者」とは、厚生年金保険・共済組合加入者の被扶養配偶者で満20歳以上満60歳未満の人。  
 (4) 「付加年金加入者」とは、第1号被保険者・任意加入被保険者のうち、より高い年金を受給するため希望により付加保険料を納めている人と必ず納めなければならない農業者年金の加入者。

(2) 国民年金受給権者の状況

(単位 人、金額 1000円)

年 度	基 礎 年 金 受 給 権 者 数							
	総 数		老 齢 基 礎 年 金		障 害 基 礎 年 金		遺 族 基 礎 年 金	
	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額
平成6年度	94 695	68 651 794	72 963	49 425 933	17 654	16 175 194	4 078	3 050 668
7	114 437	83 452 423	91 977	63 528 412	18 279	16 783 774	4 181	3 140 238
8	135 774	98 776 914	112 784	78 408 114	18 852	17 247 481	4 138	3 121 319
9	159 016	115 458 559	135 256	94 484 638	19 453	17 731 703	4 307	3 242 218
10	180 236	133 127 438	155 919	111 315 383	20 021	18 516 702	4 296	3 295 353

- 注) (1) 各基礎年金額は、新国民年金法(昭和61年4月1日施行)による給付分である。  
 (2) 障害・遺族基礎年金には、昭和61年4月1日に裁定替えされた障害福祉年金、母子・準母子福祉年金を含む。

(3) 国民年金保険料検認、収納ならびに印紙売りさばき状況

(単位 金額 1000円)

年 度	検 認				保
	検認対象月数	検 認 実 施 月 数		検 認 率	
		印 紙 検 認	現 金 前 納		
平成6年度	2 037 778	1 801 258	2 591	88.5	21 589 040
7	2 092 444	1 815 933	2 111	86.9	22 908 711
8	2 105 970	1 811 288	2 843	86.1	24 113 792
9	2 150 621	1 787 925	3 690	83.3	24 619 793
10	2 250 013	1 796 490	4 750	80.1	25 460 004

- 注) (1) 「検認」とは、国民年金手帳の所定欄に貼付された国民年金印紙を消印することにより保険料の納付を確認する行為である。  
 (2) 「検認対象月数」とは、保険料を納めなければならない月数。  
 (3) 「認定保険料」とは、過年度の保険料を現金でもって納付したものである。

(4) 老齢福祉年金受給権者状況

(単位 人、金額 1000円)

年 度	受給権者総数	支給年金額	全部支給の者	一 部 支 給 の 者		
				総 数	公的年金の受給者	配偶者・扶養義務者所得制限
平成6年度	16 033	4 190 805	9 445	1 682	623	1 059
7	13 295	3 421 982	7 658	1 394	545	849
8	10 736	2 789 348	6 303	1 063	460	603
9	8 822	2 275 070	5 136	870	391	479
10	6 973	1 844 812	4 120	679	332	347

注) 障害福祉年金、母子・準母子福祉年金は、昭和61年4月1日にそれぞれ障害・遺族基礎年金に裁定替えされた。

# 金 状 況 平成6～10年度

資料：県国民年金課「おokayまの国民年金」

付 加 年 金 加 入 者 数			保 険 料 免 除 被 保 険 者 数				年 度
総 数	強制加入	任意加入	総 数	法定免除	申請免除	免 除 率	
17 684	1 912	15 772	48 436	14 014	34 422	21.9	6
16 241	1 633	14 608	50 040	14 034	36 006	22.0	7
14 902	1 451	13 451	50 654	13 714	36 940	21.8	8
13 566	1 259	12 307	53 074	13 926	39 148	22.7	9
12 746	1 131	11 615	54 697	14 381	40 316	22.2	10

- (5) 「法定免除」とは、生活扶助や障害基礎年金又は被用者年金制度の障害年金を受けている人など。  
 (6) 「申請免除」とは、失業や病気などで保険料の納付が著しく困難な人で申請承認された人。  
 (7) 「免除率」とは、第1号被保険者に対する免除者総数の割合。

資料：県国民年金課「おokayまの国民年金」

拠 出 年 金 受 給 権 者 数												年 度
総 数		老 齢		障 害		母 子		遺 児		寡 婦		
件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	
168 237	69 958 398	162 976	65 538 427	4 271	3 806 076	242	225 262	7	5 460	741	383 174	6
162 973	68 016 281	158 020	63 832 981	4 075	3 654 086	171	160 913	6	4 713	701	363 588	7
156 470	65 224 128	151 766	61 267 269	3 888	3 481 122	130	120 195	5	3 928	681	351 615	8
149 853	62 463 012	145 381	58 702 999	3 731	3 342 242	91	84 664	2	1 571	648	331 536	9
143 032	60 672 670	138 783	57 042 693	3 559	3 245 803	67	62 153	-	-	623	322 020	10

資料：県国民年金課「おokayまの国民年金」

保 険 料 収 納 額				印 紙 売 り さ ば き 額	印 紙 売 り さ ば き 手 数 料 交 付 額	年 度
検 認 (印 紙)	調 定 保 険 料	前 納 保 険 料	追 納 保 険 料			
20 386 516	872 561	25 147	304 816	20 331 280	221 764	6
21 670 315	914 379	28 705	295 312	21 465 864	236 652	7
22 773 678	964 479	37 619	338 016	22 680 401	248 940	8
23 286 218	973 757	53 394	306 424	23 410 811	258 632	9
24 246 985	910 789	65 108	237 122	24 160 716	265 709	10

- (4) 「前納保険料」とは、被保険者の未経過期間を現金でもって納付したものである。  
 (5) 「追納保険料」とは、以前免除になっていた期間を現金でもって納付したものである。  
 (6) 「印紙売りさばき額」とは、社会保険事務所が市町村に売りさばいた印紙代金をいう。

資料：県国民年金課「おokayまの国民年金」

全 部 支 給 停 止 の 者							年 度
総 数	公 的 年 金 の 受 給 者	本 人 所 得 制 限	配 偶 者 所 得 制 限	扶 養 義 務 者 所 得 制 限	併 給 調 整	そ の 他	
4 906	4 068	125	5	601	96	11	6
4 243	3 536	129	6	477	85	10	7
3 370	2 843	83	1	366	69	8	8
2 816	2 377	87	4	296	44	8	9
2 174	1 850	62	1	220	33	8	10